第十四条第二項中「第十条第五項第二号（同条第十一項」を「第十条第七項第二号（同条第十二項」に改め、「計上されるもの」の下に「並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるもの」を加え、同条第三項中「第十条第五項第三号（同条第十一項」を「第十条第七項第三号（同条第十二項」に、「及び外部出資勘定の株式又は出資（外国法人の発行する証券に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む。）として」を「のうち株式勘定及び外国証券勘定並びに外部出資勘定に」に改め、「計上されるもの」の下に「（外国証券勘定にあっては、外国法人の発行する証券に表示される権利で株式又は出資の性質を有するもの（次項第七号において「外国法人の発行する株式等」という。）として計上されるものに限る。）」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　令第十条第七項第四号（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものとする。

一　預け金勘定
二　債券貸借取引支払保証金勘定
三　買入手形勘定
四　買入金銭債権勘定
五　金銭信託勘定又は金銭の信託勘定
六　商品有価証券勘定
七　有価証券勘定のうち金融債勘定、社債勘定、短期社債勘定、外国証券勘定（外国法人の発行する株式等として計上されるものを除く。）、受益証券勘定又は投資証券勘定
八　外国為替勘定
九　その他の信用事業資産勘定又はその他資産勘定のうち次に掲げる勘定
イ　金融商品等差入担保金勘定
ロ　リース投資資産勘定（法第八十七条第三項第一号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産として計上されない場合にあっては、当該付随費用を含む。）
ハ　その他の資産勘定（先物取引差入証拠金及び先物取引差金として計上されるものに限る。）

第十四条第五項を削る。

第十五条第一項中「算出される信用の供与等」の下に「（銀行その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者に対する信用の供与等のうち債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）」を加え、同項第二号イ中「担保を徴求して行う」を「される」に改め、「のうち当該担保の額」を削り、同号ロ中「国税若しくは」を「国税又は」に、「、延納」を「又は延納」に、「又は国若しくは政府関係機関との取引上の担保として行う債務の」を「等についてする」に改め、同号ハ中「裏書き」を「裏書」に改め、同項第三号中「株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。第四十四条の二において「財務諸表規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他有価証券であって、」を「出資又は同条第四項第四号、第五号若しくは第七号に掲げる勘定に計上されるものの」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を削り、同項第五号中「前条第四項第一号から第三号までに掲げるもの」を「前条第四項各号に掲げる勘定並びに同項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるもの」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　前条第四項第一号に掲げる勘定のうち系統預け金の額
六　農林中央金庫法第六十五条に規定する募集農林債の額

第十五条第三項を削る。

第十六条第一項中「第十条第八項第三号」を「第十条第九項第三号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　その他行政庁が適当と認めるやむを得ない理由があること。

第十六条第二項中「同条第十項」を「同条第十一項第三号」に改める。

第十八条第五項を削る。

第十九条第一項中「第十条第九項第四号」を「第十条第十項第四号」に改める。

第二十条中「第十条第十項（同条第十一項」を「第十条第十一項第三号（同条第十二項」に改める。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

四　投資信託法第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券（その有する資産を主として不動産等に対する投資として運用することを目的として設立された同条第十二項に規定する投資法人が発行したものに限る。）の取得

第四十五条第二項中「前項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第七条第三項」を「第七条第五項」に改める。

第六十三条中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改め、「。以下」の下に「この条及び第九十七条第二項第二十二号において」を、「、投資証券」の下に「、新投資口予約権証券」を加える。

第七十一条の三の次に次の三条を加える。

（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）

第七十一条の四　令第七条第一項第一号ロの主務省令で定める者は、会社である同一人自身（同項に規定する同一人自身をいう。）又は当該同一人自身を合算子法人等（同条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする法人等（令第七条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。第百十八条及び第百四十七条の二十三を除き、以下同じ。）（当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。次条において「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。次条第一項第一号及び第七十一条の六第一号において同じ。）に該当する場合に限る。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次条第一項第一号において「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

（意思決定機関を支配する法人等及び合算親法人等）

第七十一条の五　令第七条第二項第一号の他の法人等の意思決定機関（同号に規定する意思決定機関をいう。第一号及び第七十八条第一項において同じ。）を支配している法人等として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　連結財務諸表提出会社（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるものを除く。）　親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいい、連結財務諸表提出会社に該当する者に限り、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）

二　前号に掲げる法人等以外の法人等　同号に定める者に類する者

2　令第七条第三項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者（受信合算対象者（同条第一項に規定する受信合算対象者をいう。）にあっては、農林水産大臣及び金融庁長官が定める者を除く。）とする。

一　前項第一号に掲げる法人等　受信者連結基準法人等（令第七条第二項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。）の関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。）

二　前号に掲げる法人等以外の法人等　同号に定める者に類する者